

2023年4月3日

## 吸収分割に関する事後開示書類

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号  
大日本印刷株式会社  
代表取締役社長 北島 義 斉



東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号  
株式会社DNPコアライズ  
代表取締役社長 齋藤 友紀 雄



大日本印刷株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社DNPコアライズ（以下「乙」という。）は、甲乙間の2023年2月1日付吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」という。）に基づき、甲のBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）に係る事業を乙に承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施いたしましたので、以下のとおり吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

### 2. 甲における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

#### (1) 反対株主の買取請求

甲においては、会社法第784条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに吸収分割（簡易分割）を行ったので、会社法第785条第1項第2号の規定により、同項の株式買取請求権は発生しませんでした。

#### (2) 新株予約権の買取請求等

甲は、新株予約権を発行しておらず、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続は行っておりません。

#### (3) 債権者の異議

甲は、会社法第789条の規定に基づき、甲の債権者に対し、2023年2月7日付官報公告及び2023年2月7日付電子公告をいたしましたが、同条に基づく異議申述をした債権者はありませんでした。

3. 乙における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の買取請求

乙は、同社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を行いましたが、同条に基づく株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(2) 債権者の異議

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、乙の債権者に対し、2023 年 2 月 7 日付官報公告をいたしました。同条に基づく異議申述をした債権者はありませんでした。なお、乙は設立直後であり、会社法第 799 条第 1 項に定める債権者は存在しないことから、知れたる債権者への各別の催告は行っておりません。

4. 乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、2023 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約書の記載に従い、甲より BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）に係る事業に係る吸収分割契約書添付の「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債その他の権利義務及び契約上の地位を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更登記をした日

2023 年 4 月 7 日

6. 吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上



## 吸収分割契約書

大日本印刷株式会社（以下「甲1」という。）、株式会社DNPデータテクノ（以下「甲2」という。なお、甲1及び甲2を総称して「甲ら」といい、個別には「甲」という。）と株式会社DNPコアライズ（以下「乙」という。）とは、各甲のBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）に係る事業（以下「本事業」という。）を乙が承継する吸収分割に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

1. 各甲の本事業に関して有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）にかかる当事者の商号及び住所は、次のとおりである。
  - （1）吸収分割会社
    - （甲1） 商号：大日本印刷株式会社  
住所：東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
    - （甲2） 商号：株式会社DNPデータテクノ  
住所：埼玉県蕨市錦町四丁目5番1号
  - （2）吸収分割承継会社
    - （乙） 商号：株式会社DNPコアライズ  
住所：東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
2. 本分割の方法は、次のとおりとする。但し、各吸収分割の効力は他に影響しない。
  - （1）甲1は、甲1の本事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
  - （2）甲2は、甲2の本事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（乙が交付する株式等）

乙は、甲1が乙の完全親会社に該当し、又、甲2と共通の完全親会社を有する共通支配下関係に該当するため、本分割に際し、各甲に対し株式の割当交付を行わず、また、分割交付金その他一切の分割対価（金銭等）を交付しないものとする。

### 第3条（乙の資本金及び資本準備金）

本分割により乙の資本金の額及び資本準備金の額は増加しないものとする。

### 第4条（承継する権利義務）

1. 本分割に際して、乙が各甲から承継する権利義務については、本契約書添付の別紙1「承継権利義務明細表」及び別紙2「補足事項」に記載するとおりとする。ただし、本契約締結後、本分割の効力発生日（以下「分割効力発生日」という。）までに、各甲の権利義務の変動その他の事由が生じた場合、各甲と乙は協議の上、これを変更するものとする。
2. 乙が各甲から承継する債務（前項に基づき各甲から乙に承継される債務に限る。）については、当該各甲は免責され、乙がこれを引き受ける。

第5条（簡易分割）

甲1と乙の間の本分割は、会社法第784条第2項に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める甲1の株主総会の承認を得ることなく行う。

第6条（分割承認総会）

甲2及び乙は、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（効力発生日）

分割効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、手続の進行に応じ必要あるときは、各甲と乙は協議の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結の日から分割効力発生日まで、各甲は、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、予め当該各甲と乙は協議の上、これを実行するものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲らは、本事業について、乙に対して競業禁止義務を負担しない。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から分割効力発生日まで、天災地変その他の事由により、各甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき又は重大な瑕疵が発見されたときは、当該各甲と乙は協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（失効）

本契約は、第6条に定める各当事者の株主総会の承認、又は法令に定める関係官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めるほか、本分割に必要な事項は、各甲と乙は協議の上、定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲らと乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

（以下、余白）



2023年2月1日

(甲1) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号  
大日本印刷株式会社  
代表取締役社長 北島義齊



(甲2) 埼玉県蕨市錦町四丁目5番1号  
株式会社DNPデータテクノ  
代表取締役社長 中西祐幾



(乙) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号  
株式会社DNPコアライズ  
代表取締役社長 斎藤友紀雄



承継権利義務明細表

乙は、本分割により、分割効力発生日における各甲の資産、負債、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位のうち、以下に記載するものを承継するものとする。なお、承継する資産については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

【1】乙が甲1から承継する権利義務等

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する以下の流動資産

- ① 現金
- ② 仕掛品
- ③ 前払費用

(2) 固定資産

本事業に属する以下の固定資産

- ① 有形固定資産
- ② 無形固定資産
- ③ その他投資
- ④ 長期前払費用

2. 承継する負債

なし

3. 承継する雇用契約

本事業に従事する雇用契約者との労働契約

但し、甲1の判断で承継しないこととした雇用契約者との労働契約を除く

4. 承継するその他の権利義務及び契約上の地位

(1) 雇用契約以外の契約上の地位

本事業にかかる派遣元事業者との労働者派遣契約及びこれに付随する権利義務のうち、法令上承継する必要があるもの

(2) 許認可等

甲1が分割効力発生日において本事業に関連して取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの

【2】乙が甲2から承継する権利義務等

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する以下の流動資産

- ① 現金

2  
2  
3  
3  
4  
4

- ② 仕掛品
- ③ 前払費用

(2) 固定資産

本事業に属する以下の固定資産

- ① 有形固定資産
- ② 無形固定資産
- ③ その他投資
- ④ 長期前払費用

2. 承継する負債

なし

3. 承継する雇用契約

本事業に従事する雇用契約者との労働契約

但し、甲2の判断で承継しないこととした雇用契約者との労働契約を除く

4. 承継するその他の権利義務及び契約上の地位

(1) 雇用契約以外の契約上の地位

本事業にかかる派遣元事業者との労働者派遣契約及びこれに付随する権利義務のうち、法令上承継する必要があるもの

(2) 許認可等

甲2が分割効力発生日において本事業に関連して取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

(別紙2)

補足事項

甲及び乙は、次の事項を確認する。

1. 本分割の効力発生日における乙の各費目は次のとおりであること。

資本金	1億円
資本準備金	1億円
現預金	50億円
固定資産	3.3億円(概算であり2023年3月末日に確定)

2. 甲らの本事業にかかる2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)及び2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の製造・販売等の実績(売上高)は、それぞれ次のとおりであること(なお、2022年度売上規模の金額は概算であり、2023年3月31日に確定する)。

甲1の本事業における2021年度売上規模	45.3億円
甲2の本事業における2021年度売上規模	284.8億円
甲1の本事業における2022年度売上規模	45.3億円(概算)
甲2の本事業における2022年度売上規模	284.2億円(概算)

3. 乙が本分割により承継する甲らの流動資産及び流動負債はそれぞれ次のとおりであること。

甲1より承継する流動資産	16.7億円
甲1より承継する流動負債	無し
甲2より承継する流動資産	33.3億円
甲2より承継する流動負債	無し

4. 甲1は、本事業にかかる営業を2007年9月に開始したこと。

5. 乙が本分割により甲2から承継する設備類及びその概算金額は、それぞれ次のとおりであること(なお、当該金額は2023年3月31日に確定する)。

機械装置類	0.4億円
運搬具類	無し
その他工具備品	2.9億円

以上